

序章

この章では、計画の策定の目的、位置づけ、構成を示しています。
また、景観形成の意義や本市における景観構成要素の考え方など、
景観形成方針などの具体的な内容を示す前段としての基本的な事柄
について示しています。

- 1 計画策定の目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 景観形成の考え方

1 計画策定の目的

わたしたちのまち豊橋は、温暖な気候に恵まれ、緑豊かな弓張山地、悠々と流れる豊川、穏やかな三河湾、雄大な太平洋など、多様な自然に優しく包まれています。こうした豊かな自然環境のなかで、古くは吉田城の城下町として栄え、戦後は豊橋駅を中心に市街地が発展し、国際物流拠点として港が躍進するなど、時代とともにまちは発展してきました。

しかし、今、わたしたちの暮らすまちの景観は、美しく魅力あるものになっているでしょうか。

まちには、機能を優先し自然との調和を欠いた構造物、個性を主張しすぎた色や形の建築物、歴史的な資源に不調和な周辺施設、派手な色彩の屋外広告物など、まちの美しさを損ねてしまうものが数多く存在しています。また、開発などにより、大切なふるさとの景観を失ってしまったこともあるのではないのでしょうか。

近年、良好な景観を守り、育てることの重要性が社会全体で見直されてきました。国においては、平成16年に「景観法^{*}」を定め、地域の特性を活かした良好な景観形成を推進するための制度を整えました。

豊橋市においても、平成2年に「豊橋市まちづくり景観形成基本計画」を定め、平成4年には「豊橋市まちづくり景観条例」を制定し、様々な取り組みを進めてきました。そして、昨今、都市部に重点をおいた取り組みのみならず、地域の自然、歴史、文化などの個性をより活かした景観形成が望まれるようになりました。

そこで、豊橋市では、この様な情勢の変化に対応し、「豊橋市まちづくり景観形成基本計画」を新たな時代にふさわしい内容に改訂することとしました。

今後は、この基本計画に沿って、市民、事業者、行政などが協働で景観形成に取り組み、誇りと愛着のある美しいまちづくりを進めていきます。



^{*}印のある用語は巻末に解説を掲載しています。

2 計画の位置づけ

本計画は、豊橋市まちづくり景観条例に基づき、豊橋市の中長期的な景観形成の基本的な方針を示すものです。計画の内容は、時代の変化や要請などにより、必要に応じて見直しを行います。

なお、景観形成のための具体的な行為の制限を定める景観法に基づく景観計画[※]は、今後、市民の意識などを踏まえて策定を検討していきます。

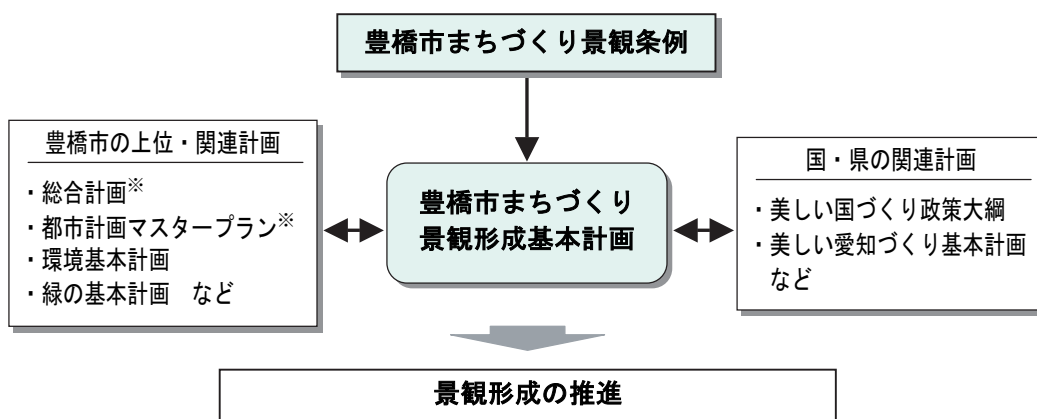


図 豊橋市まちづくり景観形成基本計画の位置づけ

表 本書の構成

章	概要
序 章	計画策定の目的、位置づけ、構成などについて示しています。また、景観形成の意義や景観構成要素の考え方など、景観形成に関する基本的な事柄について示しています。
第1章 景観形成の目標と基本方針	「目標景観像」を示すとともに、それを実現するための「景観形成の基本目標」と「基本方針」を示しています。
第2章 地域別の景観形成の方針	市域を土地利用などの景観特性から6つに分割し、地域ごとの景観形成方針を示しています。
第3章 軸の景観形成の方針	地域を横断する道路や河川などの景観の軸に対する景観形成方針を示しています。
第4章 拠点の景観形成の方針	豊橋市を代表する景観拠点に対する景観形成方針を示しています。
第5章 眺望の景観形成の方針	広く市民などから愛される眺望に対する景観形成方針を示しています。
第6章 景観形成の推進	官民協働の基に重点的に取り組んでいくものについて、その取り組みの方向性を示すとともに、行政による今後概ね10年間に実施する具体的な取り組みについて示しています。
第7章 景観形成の作法	建築物や工作物などを整備する際、景観に配慮すべき事項について示しています。
資 料	人口や土地利用などの本市の概況と景観資源の現況などを整理した上で、本市の景観形成に関する課題を示しています。また、巻末には用語解説や豊橋市まちづくり景観条例を掲載しています。

3 景観形成の考え方

(1) 景観とは

① 景観とは

「景観」とは、眺められる対象を示す「景」と、それを眺める主体である人の目に映った印象や物事の様子などを示す「観」が組み合わさった言葉で、眺める人の価値観（「観」）を通して得られるものを表す言葉であると言われています。

さらに、「景観」は、単に目に映ったものだけでなく、虫の音や川のせせらぎ、祭の際に聞こえてくる笛や太鼓の音、青々と茂った夏草の香りや海風に乗って運ばれてくる潮の香りなど、聴覚や嗅覚を刺激することで、その地域の情景を想起させるものも景観の一つの要素であると言われています。

② 景観形成の意義

美しく魅力的なまちは、市民にとって快適で暮らしやすいまちとなり、市民に愛着と誇りを抱かせ、長く住み続けたいという気持ちにさせます。また美しく魅力的なまち並みには大勢の観光客などが訪れるように、市外の人たちに対して一度は訪れてみたいという気持ちにさせる働きも持っています。

さらに、美しく魅力的なまちの形成は、定住や交流人口の増加による経済活動の活性化に貢献することが期待でき、また、「豊橋」という地名そのものが「美しく魅力的なまち」というイメージを持つことになれば、地域の資産価値が向上し、まちの発展に大きく寄与するものと考えられます。

(2) 本市の景観構成要素の考え方

愛知県は、「美しい愛知づくり基本計画」の中で、本県の景観（景観構成要素）は「自然」、「歴史」、「生活」、「産業」の4つに分類される特性を持ち、それぞれの資源が相互にバランスよく調和していることが「愛知らしさ」とであると位置づけています。

豊橋市においても、東部丘陵や表浜、豊川に代表される「自然」、吉田城址や旧二川宿などに見られる「歴史」、住宅地や公園などの「生活」、さらに、豊橋駅前の商業・業務施設の集積や臨海部の工業地帯などの「産業」が見られることから、「美しい愛知づくり基本計画」の考え方を踏まえ、景観形成の基本目標などの設定を行っています。

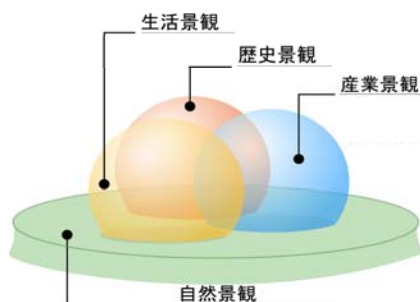


図 4つの分類の関係図
（「美しい愛知づくり基本計画」より）

※印のある用語は巻末に解説を掲載しています。

(3) 景観形成推進のための視点

景観形成の方針は、以下の4つの視点から捉えて整理しています。

①まとまりのある景観をつくる

地域の個性を高めてまとまりある景観を形成するために、市域を土地利用などの景観特性から分割し、地域ごとに景観形成方針を整理しています。

②景観の軸をつくる

豊橋市の個性やイメージを高めていくために、地域を横断する道路や河川などの景観の軸に対する景観形成方針を整理しています。

③景観の拠点をつくる

豊橋市の個性やイメージを高めていくために、特色ある景観資源が集積した景観拠点に対する景観形成方針を整理しています。

④良好な眺望をつくる

豊橋市の心象風景を際立たせ、地域への愛着と誇りを一層醸成していくために、広く市民などから愛される眺望に対する景観形成方針を整理しています。